

衆議院内閣委員会議録第十四号

昭和二十六年十一月十六日(金曜日)
午後二時六分開議

出席委員

委員長 木村 公平君

理事青木 正君 理事江花 静君
理事坂田 英一君 理事鈴木 義男君
大内 一郎君 大西 宏君近藤 鶴代君 改野 千葉 寛索君
松本 善壽君 三郎君 充君出席政府委員
警察予備隊 江口見登留君

本部次長 宇佐美 裕君

官内厅次長 城谷 千尋君
外務事務官(大臣) 高野 藤吉君官房会計課長(大臣) 鳥津 久大君
外務事務官(大臣) 魚川 浩君

専門員 小關 紹夫君

議員 庄司 一郎君

議員(恩賜) 横山 勝君

議員(恩賜) 鶴代君

議員(恩賜) 岩谷 光衛君

の審査を本委員会に付託された。
同日
地方自治省設置に関する陳情書(東京都
千代田区丸の内二丁目東京ビル全国
漁村経済協会鍋島懇道)(第七〇九
号)
水産省設置に関する陳情書(東京都
厚生省並びに都道府県衛生部局廢止
に関する陳情書外十二件(北海道食
品協会連合会北見食品協会長黒部吉
一外二百三十三名)(第七一一号)
老年者の低額恩給増額に関する陳情
書(愛媛県温泉郡在原村東方大力章
澤長吉君辞任につき、その補欠とし
て牧野寛索君、近藤鶴代君及び大西
弘君が議長の指名で委員に選任され
た)。

十一月十五日
恩給法の一部改正に関する請願(江
花静君紹介)(第一二七二号)
同(林好次君紹介)(第一二七三号)
元軍人老齢者の恩給復活に関する請
願(江口見登留君紹介)(第一二七四
号)

本日の会議に付した事件
外務省設置法案(内閣提出第二〇号)

講題
一 恩給法の一部改正に関する請
願(松本善壽君紹介)(第一二七五
号)

願(青柳一郎君紹介)(第一二七四
号)
建設省職員の定員改正に関する請願
(成田知巳君紹介)(第一二三三六号)
戦傷病者に対する恩給増額の請願外
五件(坂田英一君紹介)(第一二三三八
号)
定員法の一部改正反対に関する請願
(岡田春夫君紹介)(第一四三七号)
同(青野武一君紹介)(第一四三八
号)

願(松本善壽君紹介)(第一
号)
二 公務員の薪恩給制度確立に關
する請願(立花敏男君紹介)
(第一二号)
三 元陸軍教授に恩給復活の請願
(志田義信君紹介)(第八五号)
四 元軍人老齢者の恩給復活に關
する請願(青柳一郎君紹介)
(第一二七号)
五 戰傷病者に対する恩給増額の
請願(福田昌子君紹介)(第一
一八号)
六 戰傷病者に対する恩給増額の
請願(鈴木仙八君外一名紹介)
(第一二二一號)
七 戰傷病者に対する恩給増額等
の請願(菅家喜六君紹介)(第一
三八六号)

一四 同(石原圓吉君外一名紹介)
(第九〇一号)
一五 皇居再建に關する請願(庄司
一郎君紹介)(第八八五号)
一六 警察予備隊による開拓地接收
等反対に關する請願(田中啓
一君紹介)(第八四五号)
一七 恩給法の一部改正に關する請
願外八件(圓谷光衛君紹介)
(第九八二号)

日程追加
一 恩給法の一部改正に関する請願
(江花静君紹介)(第一二七二号)
二 同(林好次君紹介)(第一二一七
三号)
○木村委員長 これより会議を開きま
す。
まず請願及び陳情書の日程の審査に
入りますが、昨日付託並びに送付され
ましたる請願第一二七二号ないし第一
二七四号、第一二三三六号、第一二三三八号
第一四三七号及び第一四三八号、陳情
書第七〇九号、第七一〇号ないし第七
一二号及び第七一二四号を日程に追加し
て審査をいたします。同請願につきま
して、紹介議員の見えておらない分は
文書表の朗読をいたさせねばなりません
ますが、審査の關係上、文書表の朗読
は省略いたします。省略して審査を進
めます。

議案と相なりました請願は、「一つは宮
城県の婦人会、女性方面よりの請願、
一つは明治大学の学生諸君の連署連名
による請願でございまして、本請願の
趣旨は、天皇陛下のお住いであられ
同時に新しい憲法の精神によつても、
内閣總理大臣の勧告あるいは助言等に
よつて御認証等をいただく陸下の御政
所等のあらるる、いわゆるわれの御政
俗に申し上ぐる皇居でございます
が、戦争中に再三空襲のために戦災さ
れ、過般本国会の衆議院の予算委員会
が予算委員会の總意によつて皇居の洋
館を許していただき、法制的に言うな
れば國政調査のために国会議員、予算
委員等がまかり出たのでございまし
た。まことに皇居の中は荒廃その極に
達しております。講和條約の成立と同
時に、間もなく諸外国の重要なとこ
ろの外交上あるいは觀光上、その他各
国の代表、要人の方々がわが日本に來
られ、同時に天皇陛下に謁見を申し込
まれたり、あるいは陛下の方におかれ
ても御陪食を賜わる等々の重要な事柄
が今後発生すると思ふのであります。
すなわち戰争狀態前の状態のようなも
のがここに再現されると思うでござ
います。陛下におかれましては、ただ
いまことにみすばらしい資本があま
るところの御住宅にお住いになられ
て住宅が焼けた、その住宅の復興もい
まだならざるうちに、御自分だけ住宅
再建といふようなことは、まかりなら
ないといふ強い御反対の御意思の表現

日程第八、及び同一趣旨の第一五に
ついて、紹介説明を求める。庄司一
郎君。
○庄司一郎君 ただいま一括上程され
ます。

一三 水産省設置に関する請願(園
田昌吉君紹介)(第一二七五号)
司安正君外三名紹介)(第八五号)

があるやに承つておりますけれども、ただいま議題となつておりまするところの請願の趣旨は、国民の税金に円というような零細な、しかもまことにうるわしい盛り上る净金をもつて、あるいは向う三年あるいは向う五年、計画的に預貯金をして、やがて国民の大多数の諸君とともに、零細な、しかもうるわしいところの資金をもつて皇居の再建をしてあげたいといふ、まさにうるわしい精神の発露の請願でござります。現に宮城県あるいは福島県その他の県において、皇居の再建のために、荒廃その極に達したるところの復旧作業、作業奉仕、さような方面に勤労をさせられたるところの御婦人や青少年の諸君は、各町村において、それも、発起人となられ、零細な净金を集められておるのであります。そこには何らの無理がございません。東條内閣時代のようなファッショ的な強制的な、そういうものはありません。ほんとうに盛り上るところの国民のあたたかい愛情の發露が一円、二円の預貯金となつておるのであります。よつて請願の趣旨は、かくして皇居の再建の一端たりとも國民として陛下の皇居の再建のために御奉仕したいという、このとうとい精神の上において、政府も宮内省もあるいは国会も、適当なる御指導と御説教のもとに、何とか所期の目的を達成させていただきたいという趣旨から、婦人会あるいは大学生諸君の請願がここに提出されました次第でございます。どうかよろしく御審議を賜わり、本内閣委員会においては満場一致の御賛成をちようだいすることは

あるやに承つておりますけれども、ただいま議題となつておりまするところの請願の趣旨は、国民の税金に円というような零細な、しかもまことにうるわしい盛り上る净金をもつて、皇居の超官だけは、これをおくみとりいよらずして、あるいは一円あるいは二円といふ、いろいろな零細な、しかもまことにうるわしい盛り上る净金をもつて、あるいは向う三年あるいは向う五年、

○木村委員長 次に宮内庁の御所見を求めます。宇佐美宮内庁次長。

○宇佐美宮内庁次長 大だいま請願の趣旨につきまして、るる御説明をいたしました。拝聴いたしましても、まことに感激いたえないとおございまして、しかしながら現在の状況につきましては、ただいまお言葉のうちにもございました通り、まだ條約も成立了しませす。國民生活も容易ならず、また国家財政も容易でない時期でございまして、おそらく多額を要しまする皇居再建につきましては、今ただちに行なうということにつきましては、しばらく

しては、ただいま立法措置を講じては

○城谷説明員 大だいま請願となりましたところの請願は、昭和二十三年七月前に退職しました者と、その後に退職しました者との恩給額の間におきましては、とくと検討しなければならないことは非常に困難な問題が生じまして、これを改正することにつきましては、とくと検討することにつきましては、ただいまお言葉のうちにもございました通り、まだ條約も成立了しませす。國民生活も容易ならず、また国家財政も容易でない時期でございまして、おそらく多額を要しまする皇居再建につきましては、今ただちに行なうということにつきましては、しばらく

しては、ただいま立法措置を講じては

○木村委員長 御質疑はありませんか。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 この請願についておきまして、いろいろと論議されたことがありますのでございますが、御承知のことがあるのです。これが御承知の通り恩給は、退職当時の俸給を基礎にして、その年額を算出してあります。従いまして退職当時の俸給年額の多い者はほど恩給額も自然多くなるといふことがあります。それが、貨幣価値の変動といふことについては、政府としてどういうふうにお考えになつておられますか。

○城谷説明員 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○木村委員長 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○鈴木(義)委員 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○木村委員長 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○鈴木(義)委員 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○木村委員長 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○鈴木(義)委員 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○木村委員長 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○鈴木(義)委員 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

○木村委員長 これは不公平なことではあります。それを今の貨幣でただ機械的に

少し検討を加えて参りたい、かよう

考えておる次第であります。

○木村委員長 次に日程第一、第二、第一七及び追加日程中の第一二七二号は、同一趣旨の恩給法の一部改正に関する請願でありますので、「括して議題」といたし、政府の意見を求めて

す。

○城谷説明員 この請願の趣旨は、権力過度においては均衡のとれたものであります。そのうふにわれ／＼は考えておる

合の頭著な場合かとも考えますが、い

るのあります。その均衡のとれた俸

給それ 자체を今後恩給法で直してかか

るということは非常に困難な問題が生じまして、これを改正することにつきましては、とくと検討しなければならないことはあります。これにつきましては、ただいまお言葉のうちにございました通り、まだ條約も成立了しませす。國民生活も容易ならず、また国家財政も容易でない時期でございまして、おそらく多額を要しまする皇居再建につきましては、今ただちに行なうということにつきましては、しばらく

しては、ただいま立法措置を講じては

しては、ただいま立法措置を講

あります。しかばういうものを得
来とも恩給法的にこの価値を見るかと
申しますと、各方面に影響するところ
が大きなものでありますから、よほど
慎重にこれを研究しなければならぬだ
ろう、こういうふうに考えておりま
す。

○江口政府委員 警察予備隊の発足が
非常に急がれたために、その營舎を設
けまする場合に、その附近に適当な射
撃場とか訓練場とかがあるとかないと
かいうことの調査がまだ完成しないう
す。 次長江口見登留君の御所見を求めま
す。

議論といたし、質疑の後討論採決を行いたいと存じます。質疑の通告がありますから、これを許します。加藤充君。

ような問題、並びにその枠の問題等についても重要なものがあると私は信じます。なおいろ／＼な制約のもとにおきまして、附則の3に書かれて在外公館の問題と、在外事務所の問題との将来のことを考えればいろ／＼なところですれがあり、問題を介在しておると思うのであります。そういう意

て、なおかつ公館の設置が通れるといふような場合がありますては困りますので、そのために例外が設けてあるわけでござります。あくまで本則の法律で定めるという建前は堅持して行く考えであります。

○木村委員長 次に日程第三、元國軍教授に対する恩給復活の請願を議題といたし、政府の意見を求めます。

○城谷説明員 ただいま議題になりましたのは、陸軍教授の在職年を恩給法的に見てはしい、こういう論題のように思つてあります。この点につきましては、御承知の通り昭和二十年十一月四日に連合軍の最高司令官から日本政府に発せられました覚書によりまして設けられました昭和二十一年の勅令六十八号で、この軍属の在職年には恩給を給しないということに相なつておるのであります。そこで本件請願者のように、陸軍教授であつた者につきましても、恩給を給することができなくなつたのであります。従いまして現在もこれに対しては恩給を給しております。しかばこういう者の恩給を将来どうするかということにつきましては、いろいろと御意見もあり、またわれ／＼としても事務的にはいろいろと研究をいたしております。が、何分にもまだ成案を得ておらないのであります。目下いろいろと関係方面におきましても研究されておるようですが、政府部内におきましては、まだ何も結論を見ておりません。さよう御了承願いたいと思います。

ちに、既存の建物を利用して入りました。た関係上、訓練が進むにつれまして、そういう射撃場、訓練場の土地が必要になつて参つたのであります。しかしながら適地が付近にありませんために、開拓地その他に目をつけまして、土地所有者などと相談した結果、隨時使わせていただいておるといふような状態であります。今後ともそういう事態を多數予想せられるのであります。もちろん発足早々のことでありますので、各地元の営舎におきまして、それべ個別的に土地所有者、開拓者とも相談して使わせてもらつておりますが、農林省当局に対する交渉と申しますか、折衝が今日まだ行なれておりませんでしたので、農林当局を通じまして、これらの開拓者と円満なる協議をした上で、できるだけいい耕地は使わない、不毛地とかいうようなものを使うことになりましたし、開拓者に御迷惑をかけないように今後とも处置いたしたい、かようと考えております。

並びにその公館の問題であり、もう一つの問題は、中國と呼ばれている地域並びにその公館の問題であります。御承知のようにいろいろ、いきさつはござりますけれども、朝鮮の停戦会談といふようなものの結果によりましては、朝鮮の問題に大きな変化が予想されるに同時に、ただいまの台灣海峡を中心いたして、いわゆる中國の海域に派遣されておりまする米国の派遣海軍の撤退の問題も出て参りました、そのことは同時に、さつき申し上げましたいわゆる中國の問題に大きな影響を持つて来る問題だと私は考えます。しかしながら民族自決の原理に基くものであり、民族の統一といふものは、他国他民族の容喙、干渉すべからざるものであります。そういう点でいわゆる韓国や李承晩政府を承認し、これと外交的な折衝をやる、並びにその在外事務所、在外公館といふようなものの設置、増設あるいはまた一面中華人民共和国とそれから台灣の蔣介石政府、こういうようなものとの外交折衝といふようなものは、日本の将来の問題と関連いたしまして、同時に外交の方針と関連して、重大な意味を持つものである。輕々に短期間にこれを決定することはならないと思うのであります。そういうふた意朱合、をもちまして、

十四條の原則のほかに、臨機応変に、あるいは国会の閉会中には、政令で今申し上げましたのような諸点が一般的に授権されてきめ得るような規定を持つということは、運営いかんによつては非常な問題を惹起いたしますし、しかもまた従来の政令といふような扱い方 자체の実績にかんがみまして、われわれはこの授権といふものに多くの危惧を持たざるを得ないのであります。以上のような点について、第二十四条の事柄をお尋ねいたしておきたいと思うのであります。

○島津政府委員 在外公館の設置につきまして、第二十四条に原則として法律で定める建前が揚げてあるわけであります。在外公館の設置につきましては、一方的にきめることはもちろんできないのでございまして、相手国と十分の話し合があつた上で設置の合意に達して、その後に初めてできるわけです。もちろんこの法律ができる限り設置いたすことになるわけであります。ここに例外といたしまして、「特別の必要がある場合」と書いてありますのは、国会の閉会の期間が相当長きに及びまして、その間實際上相手国との間で話が進みまして国交が正式に開かれ、これに伴いまして正式の諸種の條

てどうかと思うのであります。先般
対日理事会の英連邦代表たつW・マ
クマホン・ボール氏の、日本の雑誌に寄
せられた記事を見ますと、アジア、と
りわけ東アジアにおける最近の民族運
動の動向並びにその性格について論じ
ておるのであります。第一に、それら
の民族運動のうちの勢力といいます
か、性格といいますか、そういうもの
については、この民族の革命運動は外
国の政治的支配に対する植民地政策と
帝国主義に対する反抗であり、民族自
決と完全な民族独立の要求である。こ
の反抗は主として西欧の植民地列強に
向けられている。第二に、この革命は
自己の貧窮を敏感に自覚し、貧富のは
なはだし懸隔に対する反感を高めた
民衆による社会的、経済的反抗であ
る。第三に、この革命は、ほかに適当
な言葉がないが、一つの人種的反抗で
ある。すなわち西洋に対する東洋の反
抗——アジアの運命はアジア人の手で
決定さるべきであり、東洋に新しい諸
国民が生れることは、それ自体が目的
であつて、西洋の目的に使われる手段
ではないという決意を意味するもので
あるといふような、要約された記事を
私は読んだのであります。これらの問
題は日本がアジアの一環として、日本
民族がアジア民族の一環として、しか

備隊による開拓地接收等反対に関する

○木村委員長 次に外務省設置法案を

在外公館の設置並びにその増設といふ

約が締結されるという段階になります

も敗戦の結果今日日本民族が置かれて

本の独立も予想されまして、やがて日本
の外交自主権が回復するのであります
すから、これに照應しますように、わ
が外務省の機構をこの際元来の姿に復
帰せしめ、そうして目前に迫つた獨立
に備えるということは、まことに当然
のことと思うであります。しかも今
回の改組と申しますか、廢止して新し
くつくりまする設置法の内容を拝見い
たしますと、今までありました外務省
と異なりまして、その内容もまことに
すつきりした形になつておりますの
で、この際こういう姿にかかることに
むしろ私どもは積極的に進んで賛成を
いたしまして、一日も早く独立を迎
え、そして独立を迎えたあの日本
の外交を活発に活動できるようすべ
きである、かような見地から原案に対
しまして賛成をいたすものであります
す。

は附則に移した方が適当ではないか。また第三に國際協力局という名稱はどうも不適である。こういうような点につきまして政府で十分お考え願いまして、適當な機会に御修正を願いたい、こういう希望をつけまして原案に賛成いたします。

○木村委員長 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 私は日本社会党を代表いたしまして本案に賛成をいたします。但し、国民民主党と同じようにな一、二の留保的希望を申し上げておきたいのであります。

これは平和條約ができますると、いらないままして、できるならば、立法の体裁としてそういう暫定的なものは別に規定せられることが望ましかつたように思われるのです。いずれ平和條約発効とともに再検討する必要があると私どもは存じております。

それから第二には、各省の行政機構全般の改革にらみ合せて、なおいま一応検討する必要が将来生ずるであろうということを考えておるのであります。そのときに再検討することを留意いたしまして、ここに賛成の意を表しておく次第であります。

○木村委員長 次は加藤充君。

○加藤(充)委員 日本共産党は本法案に対して反対であります。

本法案は、「平和條約の調印に伴い」というのが提案の理由の根本であり、そして外務省設置法案の説明書によりますれば「外務省の任務、権限等の規定は「中略いたしまして「從前どおりあります。」そして今右に中略いたしました部分を埋める文字は「多少の技術的な修正を除いては」という文字で埋め

られておるのであります。そしてこの建前から国際協力局と情報文化局の二局が新たに増局されたのであります。共産党は次の理由で反対を申し上げたいと思います。こまかなる点についての問題点は、質疑のうちに一応明らかにされたと思ひますので、そういう点について省略させていただきます。

日本はその憲法において、ただ、戦争と武力による威嚇または武力の行使を認めないと規定しておるのであります。だから戦力である迫撃砲やロケット兵器を持つような警察予備隊や国警、海上保安隊を持つこと、及び軍事協定により日本が提供するものが、軍事力であろうと、軍事基地その他の方あります。このことは自衛権だといふようなどまかしは断じて許されないのであります。申しますのは、近年の戦争が多くは国家防衛権の名において行われたことは顯著なる事実であります。ゆえに正当防衛権を認めることができます。また自衛上とは申しながら、他の國の軍事力を借りて守るというのであります。これは自衛権といふその自衛といふ言葉自体に矛盾をいたします。また経済的に申しましても、工業の発達した日本はアジアの原料に頼らなければ生きていけない。日本はアジア経済の一環であり、ことに中国市場といふものがいかに重要な意義を持つものであ

るかといふことは、中国市場との関係を断つてば、日本の経済はその存立が危うくなるものであるということによつても明瞭な事実であります。先般北支の人民日報が報ずるところによれば、対日单独講和と日本の再軍備は、日本が中ソ両国に対し戦争状態を続けることを意味し、日本は中ソ両国と敵対することを意味する、これは日本人民に對して極度に不利な危険なことである、というのであります。だれが何と申しましても、ソ同盟と中華人民共和国と米、英、仏とは、並んで世界の五大国であつて、中国、ソ同盟などを除いて、世界の平和的な發展、と同時に日本の平和的な發展を期待することはできない、というのが現状だと思ひます。しかも世界の民主的平和的勢力が——先般モラウ国連代表がパリで演説されると報道されておりますが、四大国との不戦條約、平和條約によつてのみ日本の安全といふものが保障されるのであります。こういうようない安全保障の力と結びつくところに日本の将来の外交の方針がなければならぬ、と信じます。

省は、かかる国を危うくし、戦争に近づくような方針をとり、またその実行に当つて来たものであるということは、過去の実績に従して明らかに通りであります。こうして平和條約の調印に伴つて國際協力局を新設して、大いにます／＼がんばろうとしておるのであります。外交にわざ／＼國際協力局というような局を設けるといふその魂胆といふものは、二つの世界、すなわち米ソ二大陣営の一方に加担し、これとは協力するが他方を敵視しているといふ立場が、問うに落ちず語るに落ちて、國際協力局といふ部局に現われたものだと私は指摘せざるを得ない。そしてさらに情報文化局を設けて、新聞、通信、放送、その他の方法によつて対外政策及び國際情勢の対内報道、文化交渉及び國際文化機関との協力に關することをやろうといふのであります。ここで各國といふことが書かれておりまするけれども、限られた一方だけの各國であることは経験、実績上明らかなことであります。これはたゞ一例申し上げまするならば、スペインのフランコ、アルゼンチンのペロンといふようなアシストと同盟して、反共自由といふのだと放送するのでありますよ。また公然奴隸の売買を許されておるようなサウジ・アラビアといふような國も、反共だから自由だといふ。こういうようなやり方によるこういう国々との集団保護をやる。そして

先ほどマクマホン・ボーグ氏の記事を引用いたしましたように、外國の帝國主義によつて植民地奴隸にされて償激し、独立を求めてゐるアジアの諸国あります。外交にわざ／＼國際協力局といふの世界だとしてどなり立て、アジアの孤兎になる道を選ぶのであるといふことを、私どもは明らかにこの外務省設置法案の中に見受けられることがであります。私は大体反共とか自衛の看板で、戦争をやらされた過去の経験を志れることはできないであります。しかもなお條約により強大なる軍事力と資本を持つて駐留する國の影響といふものが、政治上經濟上に大きな支配をもたらすものであることは事実に従つても実績に従つても明かなのです。國の独立がないところに、いくら大きな外務省をつくり、あるいはいくらりつけな方針を掲げたところで、それはまつたくのポンチ絵でしかないであります。こういうような外務省の設置で、あたかも独立権があるかのことく粉飾をするに至つては、私はそのするさとそのインチキをここに強く指摘しなければならないと思つります。委員長に御一任を願つたところでは、十分にその点御注意をいただきまして、いたずらに必要以上に刺戟するだけは、何人も認めていると思ふのであります。従つて理事がみな目を通しての報告ではないかと感するほどの報告ではございませんが、今後の報告は十分にその点御注意をいただきまして、いたずらに必要以上に刺戟することのないよう、私としてはこの希望を率直に申し上げます。(「同感」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任を願つたものとし、さよう決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なければさよう本日はこの程度にいたし、次回は公報をおつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

〔参考〕
外務省設置法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

せんか。

○松岡委員 ちよつと申し上げます。

このことを騒々しく言うのではありませんが、過ぐる本会議の席における委員長の報告は……。

○木村委員長 ちよつとお待ちください。これをやりますから……。

○松岡委員 それに関連しているのであります。委員長の報告はあまりにもふざけた報告で、必要以上に、むしろ議場の空気を悪化せしむることに興味を感じます。委員長の報告ではございませんが、報告ではありますから……。

○木村委員 せんか。

昭和二十六年十一月二十六日印刷

昭和二十六年十一月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者　印刷所